

# 賈小葉著『戊戌時期學術政治紛争研究

―以「康党」為視角―

八百谷 晃 義

本書の著者賈小葉氏（以下、著者）は中国社会科学院近代史研究所の所屬で、本書以外にもすでに『晚清大变局中督撫的歴史角色―以中東部若干督撫為中心的研究―』（上海書店出版社、二〇〇八年）という単著がある。著者は近年、後述するような新しい視角から戊戌変法に関する論考を多数発表しており、本書はその現時点における集大成ということになる。まずは目次を日本語に訳して示し、内容を簡単に紹介しておこう。

## 緒論

第一章「康学」「康教」…「康党」の政治思想と宗教観念

第二章「康学」が引き起こした様々な社会的反響

第三章「吾が党」から「康党」へ…康門師徒、変法派官紳

関係の離合―『時務報』を中心に―

第四章「康党」と湖南の変法運動

第五章「康党」と百日維新

第六章「康党」と戊戌己亥政局の展開（上）

第七章「康党」と戊戌己亥政局の展開（下）

## 結語

著者は緒論において、かつての戊戌変法史研究で主たる史料として用いられてきた康有為『我史（康南海自編年譜）』、梁啓超『戊戌政変記』といった著作は、康梁の政治的立場を強く代表する叙述の枠組みを有していることを指摘する。この枠組みにおいては、康有為が変法派の主要なリーダーとされ、また康有為の思想が変法の根柢とされる。また変法運動

の失敗の原因を頑迷な守旧派の反対に求め、当時の各種の論争、闘争を全て新旧の争いと見なす。このような枠組みのもとでは、康梁は新派の代表であり、彼らに反対するものはひとしく守旧派の列に加えられることになる。周知のように康梁によってつくりあげられたこのような「神話」は、近年の研究によって大幅な再検討が進められ、同時に守旧派の主張を分析する研究も増加している。こうした研究動向を背景とし、著者はこれまでの「新旧」の二項対立的理解をのりこえるため、改革派内部の矛盾に注目して「康党」という分析視角を打ち出す。「康党」とは、康有為とその弟子たちを中心とする康有為の影響を強く受けたグループである。この「康党」を理解するための鍵になる概念として、著者は「康学」、「康教」とその「党派的行動」の三点を挙げている。「康学」とは、『新学偽経考』、『孔子改制考』によって明らかにされた康有為の学術思想体系であり、「康教」とは、康有為の思想体系中に存在する宗教的思想である。また「党派的行動」は、「康党」の強固な党派意識、手段を選ばぬ強引な行動様式のことを指す。

本書はこのような視角から、戊戌変法の過程を再整理したものである。まず第一章では、主に『新学偽経考』、『孔子改

制考』など康有為の著作を用いて「康学」と「康教」の内容が説明され、さらに康有為とその弟子たちによる宣伝活動、および譚嗣同と「康学」、「康教」の関係について述べられている。康有為の学説には「孔子改制」説と「三世」説というふたつの大きな柱があるが、その他の学者による公羊学説と比較してより特異なのは、康有為がこれらを実際の政治改革の理論的根拠としたこと、また西欧の民権、平等の概念を吸収していることである。さらに西欧のキリスト教の影響を受け、康有為は「保国」と「保教」の目的を両方とも達成するため、孔子を教主とする孔教を創立しようとする。このような康有為の学説は、康有為自身とその弟子たちによって、学会、学校、報刊を通して積極的な宣伝がはかられ、「康学」、「康教」が無視できぬ主張として官紳の前に現れることとなる。

第二章では、当時の官紳層が「康学」をいかに評価したかについて分析されている。光緒十七年の『新学偽経考』出版の際、康有為はまだ政治的に無名の人物であった。朱一新、俞樾などによる『新学偽経考』批判は、基本的に学術的な批判であり、政治的な対立や、新旧の立場の相異から生じる矛盾を認めることはできない。しかし光緒二十四年に『孔子改

『制考』が出版されたのは、まさに変法運動が大きな盛り上がりを見せていた時であった。康有為がその改革の思想をより明確に表明した『孔子改制考』は、変法に反対する官紳から強い批判を受けることになる。また湖広総督張之洞など、政権内部にありかつ改革の必要性を認めながらも、なお康有為式の改革思想を受け入れることのできない人物からも、『孔子改制考』への批判が行われている。これは康有為の思想が君権と綱常名教を否定する方向を有し、高位にある官僚はそれを受け入れることができなかつたからである。同時に、宋恕、章太炎など、学術的には康有為に批判的立場を取りながらも、しかし共通の変法の理想を有するために、康有為の学説に対して一定の理解を示す人物も存在した。周知のように、康有為の学術は改革の実現のために学術的厳密さを犠牲にするところがあつた。だがまさにそのことのために、共通の政治目標を有する人物は康有為の学術に理解を示すか容認の態度をとることができ、逆に政治的に対立する人物からは、激しい批判をあびることになるのである。著者によれば、このような構図こそ、戊戌時期の政治と学術の關係の常態であつた。

当時の人々の「康学」に対する態度を分析した第二章に対

して、続く第三章では「康教」と康門師徒の「党派的行動」特に後者を「康党」以外の改革派官紳がいかに見たかが論じられている。日清戦争後、公車上書と康門師徒の事後宣伝によつて康有為の名声が高まり、改革派の官紳は康有為を同道とみなすようになる。光緒二十一年末の北京、上海における強学会設立、『強学報』創刊の過程で、一部の官紳はすでに康有為が孔子紀年を用いたこと、またその独断専行の性格に批判を行なつていた。しかしその批判も、全体的には改革派の協力関係に影響を与えなかつた。従つて光緒二十二年七月の『時務報』創刊は、張之洞の支持のもとでの康門師徒とその他の改革派人士の協力の結果であり、改革派の多くは『時務報』を彼らが共有する言論空間だとみなしていた。ただし康門師徒が『時務報』を我がものにしてしようとしたことに端を発する梁啓超と汪康年の対立により康門師徒の党派的行動方式が明らかになり、もともと彼らを同道とみなしていた改革派を、「康党」の対立面におしやることになるのである。ただこの際注意すべきは、これは改革の必要性について了解を共有しているもの内部での対立であり、変法運動期に改革そのものに反対した保守派との対立とは大きな差異が存在することである。「康党」の宗教的理念と「党派的行動」は、そ

の内部の成員に対しては強い結束力と行動力をもたらしたけれども、変法運動全体の展開に対しては、大きな負の影響を与えざるを得なかったのである。

第四章では、変法運動期において地方では最も積極的に改革を推進した湖南省での、「康党」とその他の官紳の關係が検討されている。光緒二十三年秋に梁啓超など「康党」成員が湖南入りし、湖南変法運動の展開に大きな影響を与えることになる。湖南省の変法運動とそれに伴う政治的対立については、むしろ数多くの先行研究が存在する。しかしこれらは基本的に新旧の対立を軸として考察を行ったもので、変法派内部の矛盾や論争についてはあまり注目されてこなかった。著者は事実關係については黄彰健などの先行研究<sup>1)</sup>によりながら、「康党」とその他の変法派の対立に注目して、湖南変法運動の過程に再整理を行っている。著者によれば、光緒二十三年末、時務学堂中文総教習梁啓超、学政徐仁鏑など康有為の影響を強く受けた人物が湖南に入り、時務学堂、南学会、「湘報」などを武器として康有為の学説を宣伝し始める。しかし時務学堂における教学や『湘報』の論説の内容が急速に過激化すると、当初は容認の態度をとっていた官紳も「康党」に反対の立場をとり、「康党」の影響力排除の行動をと

り始める。これについて本書では、これまでもよく知られていた葉德輝など保守的な郷紳による攻撃の他にも、一般的には変法派の一員とみなされる巡撫陳宝箴が『湘報』、時務学堂へ介入を行った事実などを指摘している。

第五章では、百日維新中の北京における「康党」の活動とその影響について述べられている。光緒二十三年秋に上京した康有為は、積極的な上書や宣伝活動、保国会の組織などの活動によってその名声を高め、翁同龢、張蔭桓など政権中枢に位置する人物の手引きにより、徐々に政権に接近することになる。そして光緒二十四年四月二十三日にいわゆる「明らかに国是を定める詔」が下され、変法が中央政府の政策として採用されて以降、「康党」はあらゆる機会を捉えて自らの影響力拡大を目指す。これに対抗して守旧派はもちろん、「康党」と距離をおく改革派も「康党」の影響力排除のための行動をとることになる。そのため百日維新中の政治的対立は、新旧の対立とともに新派内部の対立も存在する複雑なものとなるが、「康党」はその政治宣伝において、自らに反対する者にはすべて「守旧」のレッテルを貼り、当時の複雑な政治闘争を「新旧の争い」という二項対立的な図式に押し込めてしまったのである。

第六章、第七章の内容は、本書の大きな特色といえる。すなわち多くの戊戌変法史研究が光緒二十四年八月初の戊戌政変までしか論じないと異なり、本書は政変直後から光緒二十五年までの政局を、戊戌変法期の政治的対立の直接の結果として分析しているのである。政変直後の光緒二十四年八月十四日、中央政府は上諭を發して「康党」の罪状が謀反であることを明らかにするとともに、「康党」以外の者の罪は追求しないこと、また新政を継続することを宣言する。この段階においては、「康党」と距離をおく改革派はまだ中央政府に新政継続の期待を寄せていた。しかし、西太后を中心とする中央政府は「康党」以外の者にまで肅清の範囲を拡大し、また新政の成果を次々と否定する。さらに徐桐など中央

の守旧派や言官の攻撃が火に油を注いだ結果、「康党」と「新党」が、或いは変法運動の成果と日清戦争以前の近代化の成果がまとめて否定されるようになっていく。このような状況の中で、両江総督劉坤一、湖北巡撫曾鈺など一部の官僚が新政の継続を訴えるようになり、また『國聞報』、『新聞報』といった報刊が公然と中央政府を批判するようになる。政変後における中央政府の反動政策は改革派に大きな失望を抱かせることになるが、政変後に幾度も輿論を騒がせた西太

后による光緒帝廢立の計画は、官界、在野の紳士による輿論双方からの反対運動を巻き起こし、清朝の統治の正当性を直接に動揺させることになる。

このような状況の中、亡命した康有為、梁啓超を中心とする「康党」は、自らが改革の唯一の力量であるとの宣伝を継続する。著者の整理によれば、この時の「康党」の宣伝は二点の特徴を有している。一点目は自らが光緒帝に認められた改革の主要な力量であることを証明するため、光緒帝の密詔を偽造し、西太后に過激な批判を行なっていることである。しかしこのような宣伝行為はかえってその他の改革派の反感を買い、劉坤一などは報刊を用いて康有為等の主張に反駁を加えている。二点目は中央政府が新政の成果を次々と否定したことへの批判で、こちらは一点目と異なり事実を基礎としているため、政変後の反動的な政治的環境のもと、「康党」のイメージを引き上げること一定程度成功し、一部の官僚は「康党」に同情を示すようになる。

そして光緒二十五年に入ると、政変直後の政治宣伝が予期した成果をあげることができなかったことに鑑み、「康党」は宣伝方法を調整し、攻撃の対象を西太后から榮祿に、内容を光緒帝と西太后の和解を促し、太后に政權を光緒帝に返還

することを求めるものに変更する。「康党」のこのような作戦の変化は、国内の改革派輿論との間に共通の目標を生み出すことになる。例えば『中外日報』などの報刊も、この当時西太后に政権返還を求める論説を度々掲載している。

一方、中央政府の「康党」撲滅の決心は揺るがず、また改革派への圧迫と、改革成果の否定も、その範囲を拡大しつつ継続された。中央政府によるこれらの政策は、すべて改革派報刊による攻撃の対象となり、改革派輿論における中央政府の正当性に対する疑いはより強いものとなる。そして光緒二十五年の己亥建儲によって改革派の中央政府に対する失望は決定的なものとなり、ついに彼らを清朝の対立面に押しやることになるのである。このような趨勢はこの後義和団戦争期にかけての政治的展開との間に明確な連続性を有しており、例えば庚子期の勤王運動や「東南互保」の成立は、政変後の戊戌己亥政局の直接の結果と見るべきなのである。

以上が本書のおおよその内容である。本書の貢献は、大きくふたつに分けられるであろう。まずひとつは、これまで新旧の対立という点から論じられることが多かった戊戌変法期の思想的、政治的対立を見なおし、改革派内部の争いに注目し、「康党」とその他の変法派という視角から戊戌変法の過程

を改めて整理したことである。もうひとつは、戊戌変法を論じたほとんどの研究が光緒二十四年八月の政変発生までしか論じていないのに対し、本書は光緒二十五年の政局まで筆を進め、これにより十九世紀末から二十世紀初頭の政治史の展開を、連続の側面に注目して論じる可能性を開いた点である。

ひとつ目に関連して、変法派と保守派の対立だけではなく、変法派内部の相違、対立にも注目すべきだということ、陳寅恪の有名な「当時の変法を言うものは、蓋し同じからざるの二源あり、いまだ混一してこれを論ずべからず」、また「南海康（有為）先生に至りては今文公羊の学を治め、孔子改制に附会してもつて変法を言う。それ世務を歴験して鏡を西国に借りてもつて神州の旧法を変えんと欲するものは、もとより自ずから同じからず」という発言もあり、つとに注意されていた。戊戌変法期の梁啓超の言行を康有為学説の忠実な実践と捉え、これをその他の改革派人士との関係を軸に論じた村尾進の論考も存在している。<sup>③</sup> 本書で扱われている史実や史料も、政変前の部分に限れば既知のものが多く。しかし本書は変法派内部における「康党」をめぐる協力と対立という視点によって変法運動期における主要な政治過程を改めて再構成したもので、その意義はやはり大きいといわね

ばならない。改革派内部の矛盾についてはこれまで個別的に言及されるに過ぎなかったが、本書は改革派の矛盾を分析の視角とすることによって変法運動期における政治過程の全体像を描きなおした。このことによって、今後の研究にとって新しい重要な座標が示されることになったといえる。

むろん筆者によるこのような達成の背景には、中国の学界における変法運動史研究の大きな進展がある<sup>④</sup>。本書でも言及されているように、かつての戊戌変法史研究は康有為や梁啓超の政治的立場を強く代表する著作を主要な史料として行われたため、本書で批判の対象となっている康梁による戊戌変法理解の枠組みに強く規定されていた。しかし黄彰健によって『戊戌奏稿』に康有為による大幅な改竄の跡が認められると指摘され<sup>⑤</sup>、孔祥吉により北京の中国第一歴史檔案館で当時の康有為の実際の上書を集めた『傑士上書彙録』が発見された。さらにその後の研究の進展によって、戊戌変法期に康有為によって行われた上書の内容がかなりの程度明らかになってきた<sup>⑥</sup>。さらに一九八〇年代以降、当時の様々な人物の文集、日記、書簡集などの整理公刊、また各種報刊史料の影印出版などによってかつての史料の限界が打破された。近年においては未公刊史料や外国史料の学界による把握、利用

も大幅に進み、これらの史料を駆使した研究によって、戊戌変法研究は大きくその様相を変えたといえる。「康党」とその他の改革派、という点に関連しては、汪康年、張之洞や榮祿といったこれまで個別的にとりあげられることの少なかった人物を専門に論じる研究が現れ<sup>⑦</sup>、さらに保守派の理論や行動を分析する研究も増加している<sup>⑧</sup>。これと密接に関係して、変法運動期における康有為の位置をいかに評価するかという点についても、相当の研究の蓄積が存在する<sup>⑨</sup>。評者がこれら先行する研究について煩瑣を厭わず述べたのは、本書の成果が中国大陸における有力な研究動向を背景として、必然的に出現したものだとしたいからである。これから戊戌変法史の研究を志す場合、特にその政治史の側面を論じようとすれば、本書は無視することのできない成果であるといえよう。

ふたつ目の貢献として本書が光緒二十五年の政局まで視野に入れて戊戌変法史を論じていることを挙げたが、これにはいかなる意味があるのだろうか。これまでの中国近現代史研究、特に政治史の分野におけるそれは、例えば洋務運動、変法運動、義和団事件、辛亥革命など、重要な歴史的事件を議論の基本的な枠組み、あるいは時期区分の目安としてきた。このような「事件史」式の研究においては、各歴史的事件間

の断絶が強調されることが多く、長期的な歴史的变化や、各時期の間に存在する継承関係については、あまり注意が払われなかった。しかし近年、これまでの研究に対する反省から、各時期の間に存在する連続性に注目する研究が増加しつつある。このような研究動向には、新興の社会史、文化史、あるいは読書史といった分野が、従来の政治的事件を重視する枠組みから比較的自由であり、近現代中国における社会や文化の変化を長期的に観察する成果を世に問うてきたことも、大きな影響を与えているだろう。<sup>10</sup> このような近現代中国の歴史過程を長期的に、連続の側面に注意して考察することは、最近の中国語圏の学界で有力な潮流をなしつつある。本書の成果も、そのような動向のなかに位置づけることが可能であろう。

具体的に言うならば、本書は変法派内部に存在する「康党」とその他の改革派との差異に注目し、戊戌変法期における両者の関係を整理したのみならず、光緒二十四年八月の戊戌政変以降の政局と官紳輿論の関係についてもこの両者関係を軸に分析し、改革派官紳の近代化への希求と実際の努力が、政変の発生によっても中断しなかった、つまり彼らの近代化への議論と行動は、戊戌変法期から義和団戦争期直前まで、明

確な連続性を有していることを示したのである。戊戌変法期とその後の連続性については、例えば呉廷嘉が思想史の立場から「戊戌思潮」の連続性を論じたことがある。<sup>11</sup> しかし本書は「康党」とその他の改革派官紳の差異に注目しながら、実際の政局に即して官紳輿論の展開を跡付けたもので、その議論の厳密さにおいて、改革派内部の差異にほとんど注意を払わない呉氏の成果を大きく超えたものといえるだろう。

上述の通り、著者は政変直後には中央政府に改革の継続を期待していた改革派官紳が、戊戌、己亥兩年の政局によって中央政府への失望を深め、このような情勢が庚子勤王など義和団戦争期以降の展開を準備したという。義和団戦争期における上海を中心とした改革派官紳の動向については、戴海斌による「上海中外官紳」についての一連の研究がある。戴氏の研究では、「上海中外官紳」の「東南互保」など義和団戦争期の政局への対応が論じられ、また辛丑和約以降の光緒新政期における歴史的展開に、義和団戦争期の内外危機を経験した改革派官紳がどのように関わったかについて見通しが示されている。<sup>12</sup> 注意すべきは、本書における改革派官紳と、戴氏の研究で論じられた「上海中外官紳」は、例えば汪康年や陳三立など、人物の点ではほぼ重なることである。このよう

に、本書の成果と戴氏の研究をあわせ参照することで、戊戌変法から義和団戦争を挟んで光緒新政にいたる歴史の展開において、改革を希求する官紳輿論が一貫して存在したことを確認できるだろう。

それでは、本書の成果をもとにして、これからのような議論の展開が可能なのであろうか。ここからは、この点について評者の考えを述べてみたい。本書で論じられたのは政変以降の展開と変法運動期の官紳輿論の関係だが、戊戌変法期以前の改革をめぐる議論と、戊戌変法期の議論、政策との関係についても、今後研究を進めることができるのではないか。

この点について、ここでは本書でも触れられている科挙改革を例にして考えてみたい。戊戌変法期の科挙改革の発端となったのは、光緒二十三年九月に貴州学政嚴修によって上奏された経済専科の設立を請う上奏である。<sup>13</sup>この上奏が同年十一月二十三日の上諭によって総理衙門に転送され、礼部と話しあったうえ覆奏せよとの命が下る。<sup>14</sup>翌光緒二十四年正月初六日に行われた総理衙門の覆奏では、経済特科と経済正科の設立が提案され、中央政府によってただちに裁可される。<sup>15</sup>この経済科設立の政策は、この後同年五月、宋伯魯によって代奏された康有為の提案により、八股文を廃して策論を試験

し、また経済科と進士科を一本化することによって進士科を実質的に廃止するという急進的なものに変化し、戊戌変法期における改革をめぐる論争の焦点のひとつとなる。<sup>17</sup>ここで注意したいのは、進士科とは別に一科を設け、進士科と平行する西学人材登用ルートを創設するというのは、道光年間以来くり返し提出されていた構想だということである。<sup>18</sup>光緒二十三年の嚴修の経済科設立の構想は、実は洋務運動期の議論を背景としてなされたものと考えることができる。このような構想が「康党」の介入により、恐らくは提案者嚴修の予想を超えて急進化することになるわけだが、ここには変法運動期以前の議論との連続性と、変法運動期における質的変化との両面が存在している。どちらを重視するか、あるいは評価するかについては、論者により見方が異なるだろうが、変法運動期の科挙改革の政策がそれ以前の議論との間に連続性を有することは明らかだし、「康党」以外の改革派による議論を分析することで、彼等がいかなる文脈によって登場したのかを理解することができるのではないか。

近年の戊戌変法史研究の有力な方向として、先進地域における思想や政策の展開を論ずるだけでなく、中国近代における長期的な社会全般の変化の中で戊戌変法を位置づけようと

するもの、あるいは戊戌変法が中国社会の変化に与えた影響を考察しようとするもの、つまり戊戌変法と当時の中国社会との関係に注目する研究がある。<sup>19)</sup> 中央における思想や政治の側面だけではなく戊戌変法の社会的な側面に注目し、しかも「康党」とその他の改革派官紳の関係を考察対象にした研究も、すでにいくつか発表されている。<sup>20)</sup> 政変前後の状況については、徐佳貴の清末における浙江省温州府の知識構造変化についての研究が存在する。徐佳貴は、戊戌変法期をこれまで基本的に大都市に限られていた知識構造の変化（西学化）が地方化をはじめる初期の段階と捉えるが、この段階を一八九五（光緒二十一年）年から一九〇一（光緒二十七年）年、つまり日清戦争終結から光緒新政開始までと設定している。徐佳貴が戊戌政変によって時期を分けない理由は、地方社会には中央の政局と必ずしも一致しない改革の周期が存在するのであり、変法運動期に文教面を中心に改革へ呼応する動きをみせながらも、湖南のような大規模な対立が起ころなかつた浙江温州においては、政変による明確な影響を認めることはできず、政変発生後も改革が継続して行われたからである。<sup>21)</sup> 徐佳貴の研究は、温州府における文教改革の動きが政変前後を通して明確な連続性を有していることを示したわけだ

が、変法運動期において激しい対立の存在した湖南省においても、政変を経てもなお改革継続を望む声が存在していた。本書でも政変後に改革の継続を訴えた報刊として登場する『中外日報』であるが、その光緒二十四年十二月初三日号に、湖南の『湘学報』が新任学政呉樹梅のもとで再開されるかもしれないという記事が掲載されている。<sup>22)</sup> 『湘学報』は光緒二十三年三月に当時の湖南学政江標が学政衙門の機関誌として新知識の普及を目的に創刊した報刊で、もともとは中央政府の求める改革の範囲、つまり洋務運動期以来の改革の方針を堅持しようとしていた。しかし光緒二十三年末に湖南学政が康有為の影響を強く受けた徐仁鏞に交代すると、『湘学報』も康有為の学説を積極的に宣伝する報刊に姿を変えた。むしろ『湘学報』が政変後に再開されたとの事実はないが、このような話が出てきたこと自体、湖南においても改革継続を期待する輿論が存在し、『中外日報』もそれを後押ししようとしていたことを示しているし、さらに言えば、当時の政治情勢から判断して、再開が期待されたのは、徐仁鏞が学政に就任した後のものではなく、江標時代の『湘学報』であったことは間違いない。

このように見れば、近代中国において洋務運動期から光緒

新政期にかけて、一貫した改革への潮流が存在したと想定することも可能であろう。これからの中国近代史研究においては、このような連続性を議論や人脈など様々な面から掘り起こす分析が増加すると思われる。戊戌変法史研究においては、改革派内部にも様々な考えの相違があることを認識し、本書が行ったような分析を中央の政治過程のみではなく様々な領域で行うとともに、戊戌変法の位置づけを、前後の断絶のみではなく連続性に注目して考えていくことが重要だろう。このような研究によってこそ、戊戌変法が「康党」とは政治的、思想的にも距離のある人物をまきこみ、また地方にまで影響を与えつつ大きな「運動」となったことの必然性が理解されると思うからである。

最後にやや意見を述べておけば、本書では大量の報刊が引用されているが、基本的に論説の内容のみに注目してその後にある報刊の事情について考察が行われていないことがある。第四章でとりあげられている『湘学報』については、上で紹介したように湖南学院が発行する報刊であり、しかも光緒二十三年三月に創刊された際は、意識的に政治的議論とは距離を置き、洋務運動期以来の改革のあり方を堅持する方針をとっていた。学政が江標から徐仁鏞に交代するととも

に、『湘学報』は康有為学説の強い影響下に置かれることになる。『湘学報』の性格の変化が持つ意味を考える際、これが学政衙門の機関誌として運営されていたことは重要な意味を持つだろう。なぜなら学政は地方において一省の文衡を掌る文教面の責任者であり、その学問的傾向は、省内士子の科挙における成功と密接に関わっているからである。張之洞や湖南の保守派が『湘学報』の変化を非常に重視した背景として、その学政衙門機関誌としての性質は無視できない。

また第六、七章は十九世紀最末期の官紳輿論研究としても優れたものであるだろうが、そうであるだけにここでとりあげられている『国聞報』、『中外日報』、『新聞報』及び『申報』といった報刊について、その経営方針や論説執筆者などにほとんど説明が加えられていない点は、やはり不足に感じられた。『中外日報』については、本書で扱われている期間に経営権が曾広銓の手からもとの創刊者である汪康年のもとに戻るといふ事件が起こっている<sup>24</sup>。それではこのような変動は、『中外日報』の論説内容に影響を与えているのかどうか。また汪康年、実際に経営にあたった弟の汪詒年は変法運動に積極的に関わった著名な改革派であり、その経営する『中外日報』も、「康党」以外の改革派による政変後の

主張とみなしてさしつかえないだろう。それでは他の報刊の主筆はどのような社会的背景を持った人物で、彼らの政局への見方はどのような人々の立場を反映しているのか。この辺りについて報刊研究の成果をより多く取り入れることができれば、本書の議論をより立体的にすることができたのではないかと思う。<sup>25)</sup>

また本書でとりあげられているのは、第四章の湖南省を除けば基本的に北京、上海という政治と文化の中心地における事例である。当時においては首都北京や文化的先進地である上海の影響を受けつつ、多くの地方で改革へむけた動きが存在したが、これらの地域における動向について、どこまで「康党」とそれ以外の改革派という図式を当てはめることができるかどうかは、別に検討が必要な問題である。例えば陝西では康有為の影響を強く受けた劉古愚によって積極的に新知識の受容が図られたが、上文で徐佳貴の研究を引いて説明したように、浙江では康有為学説の影響や、それによってひきおこされた対立も目立たなかった。このように、地域ごとに「康党」の影響の度合いは異なる。この問題はむしろ本書で著者が取り組んだ課題の外にあるものだろう。しかし戊戌変法期の各地における改革の進行において「康党」の影響が

どこまで及んでいるのか、地方において「康党」はどのように迎えられたのか、これを中国各地や海外の華僑社会にまで視野を広げて考察することは、意味のある課題だと思う。<sup>26)</sup>

ともかく、本書は最近の中国における戊戌変法史研究及び中国近代政治史研究を代表するすぐれた成果であることは間違いない。この分野は最近の日本の学界において非常に手薄な分野であるが、本評によって中国のすぐれた研究との対話がすこしでも進むことを祈念してしめくりとしたい。

社会科学文献出版社、二〇一七年五月、四〇〇頁

## 注

- (1) 黄彰健の研究とは、黄彰健「論光緒丁酉戊戌湖南新旧党争」、黄氏『戊戌変法史研究』中央研究院歴史語言研究所、一九七〇年。
- (2) 陳寅恪「讀吳其昌撰梁啓超伝書後」〔陳氏『寒柳堂集』上海古籍出版社、一九八〇年〕一四八—一四九頁。
- (3) 村尾進「万木森々―『時務報』時期の梁啓超とその周辺―」、〔狭間直樹編『共同研究 梁啓超―西洋近代思想受容と明治日本―みず書房、一九九九年〕。
- (4) 中華人民共和国成立後における戊戌変法史研究の状況については、馬忠文による研究史整理を参照。馬忠文「二〇世紀九〇

年代以来的戊戌变法史研究述評」(中国社会科学院近代史研究所政治史研究室編『晚清政治史研究的検討—問題と前瞻—』社会科学文献出版社、二〇一四年)、同『戊戌变法史研究』(崔志海等著『当代中国晚清政治史研究』中国社会科学出版社、二〇一七年)。後者の著者が馬氏だというのは、同書の「前言」(五頁)による。

(5) 黄彰健「康有為『戊戌奏稿』辨偽、並論今伝康戊以前各次上書是否与当時通呈原件内容相合」(前掲黄氏『戊戌变法史研究』)。

(6) 例えば孔祥吉「戊戌奏稿」的改纂及其原因」、同「康有為戊戌年变法奏議考訂」(ともに胡繩武主編『戊戌維新運動史論集』湖南人民出版社、一九八三年)、同「康有為变法奏議研究」(遼寧教育出版社、一九八八年)、同編著『康有為变法奏章輯考』(北京圖書館出版社、二〇〇八年)。

(7) 例えば廖梅『汪康年—從民權論到文化保守主義—』(上海古籍出版社、二〇〇一年)、茅海建『戊戌变法的另面—「張之洞檔案」閲讀筆記—』(上海古籍出版社、二〇一四年)、馬忠文『晚清人物与史事』(北京師範大学出版社、二〇一五年)、同『榮祿与晚清政局』(社会科学文献出版社、二〇一六年)等がある。

(8) 保守派を論じた研究は、湖南のそれを論じる研究が多い。例えば竹内弘行「王先謙の保守思想—变法運動期の学術と思想を中心として—」(『中国哲学論集』第三号、一九七七年)、拙稿「光緒戊戌年における反变法活動の意味」(『史林』第九三卷第六号、二〇一〇年)、羅志田「近代湖南区域文化与戊戌新旧之争」、同「思想觀念与社会角色的錯位—王先謙、葉德輝与戊戌前後湖南新旧之争—」(ともに羅氏『道出於—過渡時代的新旧之争—』北京師範大学出版社、二〇一四年)、藤谷浩悦「湖南省の改革の展開と挫折—時務学堂・南学会・保衛局を中心に—」(藤谷氏

『戊戌政変の衝撃と日本—日中聯盟論の模索と展開—』研文出版、二〇一五年)等。

(9) 戊戌变法の過程における康有為の地位をいかにとらえるかという点については、一九九〇年代から二〇〇〇年代にかけて論争が行われている(そのおおよそについては、前掲馬忠文「二〇世紀九〇年代以来的戊戌变法史研究述評」二八九—二九二頁を参照)。また例えば康有為『我史』や梁啓超『戊戌政変記』など、これまで戊戌变法史研究の根本史料とされてきた著作について、その成書の過程や政治的目標、檔案史料との対照などの研究が行われている。『我史』については、茅海建『從甲午到戊戌—康有為『我史』鑒注—』(三聯書店、二〇〇九年)、馬忠文「康有為自編年譜的成書時間及相關問題」(前掲馬氏『晚清人物与史事』)が、『戊戌政変記』については、狭間直樹「梁啓超『戊戌政変記』成書考」(『近代史研究』一九九七年第四期)、戚学民「『戊戌政変記』の主題及其与時事的關係」(『近代史研究』二〇〇一年第五期)、同「『戊戌政変記』八卷本作年補正」(『史学月刊』二〇〇三年第二期)、湯志鈞「近代史研究与版本校勘、檔案求索—『戊戌政変記』最早刊發的兩種期刊」(『歷史檔案』二〇〇六年第二期)等がある。また公車上書など、「康党」による戊戌变法史の枠組みにとって重要なトピックとなっている事件について、主に檔案史料を用いた実証により、「康党」による叙述を相対化しようという試みも存在している。公車上書については、茅海建「公車上書」考証補、同「公車上書」考証再補」(ともに茅氏『戊戌变法史事考二集』三聯書店、二〇一一年)。茅海建の論文を中心とする近年の公車上書に関する論争は、「二〇世紀九〇年代以来的戊戌变法史研究述評」二九二—二九三頁にまとめられている。

(10) 例えば中国の学界において最近多くの研究成果が世に出され

ている説書史の分野においては、章清『清季民国時代の「思想界」—新型伝播媒介の浮現と読書人新的生活形態—』（社会科学文献出版社、二〇一四年）、同『会通中西—近代中国知識転型的基調及其変奏—』（社会科学文献出版社、二〇一九年）、潘光哲『晚清士人の西学閱讀史（一八三三—一八九八）』（鳳凰出版社、二〇一九年）修訂本。初版は中央研究院近代史研究所、二〇一四年）、同『創造近代中国的「世界知識」』（社会科学文献出版社、二〇一九年）などがある。

(11) 吳廷嘉『戊戌思潮縦横論』（中国人民大学出版社、一九八八年）三八—四二五頁。

(12) 戴海斌『晚清人物叢考』（三聯書店、二〇一八年）。戴氏の著書については、『中国研究月報』第七三卷九号（二〇一九年）掲載の拙評を参照。

(13) 嚴修自訂、高凌雯補、嚴仁曾增編、王承礼輯注、張平宇參校『嚴修年譜』（齊魯書社、一九九〇年）一〇一—一〇四頁。

(14) 朱寿朋編『光緒朝東華錄』（中華書局、一九五八年）第四冊、四〇〇—四〇七頁。

(15) 『光緒朝東華錄』第四冊、四〇二—四〇六頁。

(16) 宋伯魯によって代奏された康有為の上奏は、前掲孔祥吉編著『康有為変法奏章輯考』二四六—二四八頁、二八二—二八六頁。

(17) 戊戌変法期における科挙改革については、王德昭『清代科挙制度研究』（香港中文大学出版社、一九八二年）二二七—二三四頁、関曉紅『科挙停廢与近代中国社会（修訂本）』（社会科学文献出版社、二〇一七年）四二—五七頁などを参照。

(18) この点については、前掲王德昭『清代科挙制度研究』一七六一—一七八頁、関曉紅『科挙停廢与近代中国社会（修訂本）』二二—三三頁を参照。

(19) このことについての指摘は、評者以外にも前掲藤谷浩悦『戊

戌政変の衝撃と日本—日中聯盟論の模索と展開—』八一—一七頁によってなされている。

(20) 例えば徐佳貴『維新、経世与士人辦報—以杭州『経世報』（一八九七—一八九八）為個案再論維新報刊史—』（『新史学』（台北）第二七卷第二期、二〇一六年）、拙稿『十九世紀末における浙江士人の学会活動』（『名古屋大学東洋史研究報告』第一号、二〇一七年）。

(21) 徐佳貴『郷国之際—晚清温州府士人与地方知識転型—』（復旦大学出版社、二〇一八年）一五三—二四二頁。

(22) 『中外日報』光緒二十四年十二月初三日、『外埠新聞（湖南）・接辦「湘学报」』。

(23) 『湘学报』については、拙稿『湘学报』的経営、流通以及其在維新運動史上的位置』（『新史学』（台北）第三〇卷第一期、二〇一九年）を参照。

(24) この件については、前掲廖梅『汪康年—從民権論到文化保守主義—』二三九—二四四頁を参照。

(25) なおこの点については、著者自身が各報刊の政変後の政局への対応を個別論文のかたちで発表しており、本書より詳しい説明がなされている。賈小葉『「国聞報」与戊戌—己亥政局の変動』（『天津社会科学』二〇一六年第三期）、同『「新聞報」与戊戌—己亥政局の変動』（『廣東社会科学』二〇一七年第一期）、同『「中外日報」与戊戌—己亥政局』（『安徽大学学报（哲学社会科学版）』二〇一八年第二期）、同『戊戌—己亥政局中的「申報」』（『晋陽学刊』二〇一九年第五期）。

(26) 日本の華僑社会についての研究は、前掲藤谷浩悦『戊戌政変の衝撃と日本—日中聯盟論の模索と展開—』がある。

（やおたに あきよし）台湾慈濟大学東方語文学系副教授